

第一〇八回

参第二号

宇宙開発基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条 - 第五条）

第二章 宇宙開発会議（第六条 - 第十四条）

第三章 宇宙開発基本計画（第十五条・第十六条）

第四章 宇宙開発に関する基本的施策（第十七条 - 第二十二条）

第五章 宇宙開発に関するその他の施策（第二十三条 - 第二十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、宇宙が人類の平和と繁栄に向けて開発され、利用されるべきであるという理念に立ち、宇宙の開発（宇宙空間の利用を含み、以下「宇宙開発」という。）に関する基本方針を明確にし、宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、宇宙に関する科学及び技術の進展と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉並びに国民経済の発展及び国民生活の水準の向上に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条 宇宙開発は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、国際協調を図りつつ、自主的に、安全の確保に留意してこれを行うものとする。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本方針にのつとり、宇宙開発に関する政策全般にわたり、総合的かつ計画的にその施策を推進する責務を有する。

（財政上の措置等）

第四条 政府は、宇宙開発に関する施策を実施するため必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 政府は、宇宙開発に関する施策を一体的に推進するため、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

（年次報告等）

第五条 政府は、毎年、国会に、宇宙開発の進展状況及び政府が宇宙開発の推進に関して講じた施策に関し、報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る宇宙開発の進展状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 宇宙開発会議

（設置及び所掌事務）

第六条 総理府に、宇宙開発会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宇宙開発基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 関係行政機関の宇宙開発に関する経費の見積りを調整すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宇宙開発に関する総合的な施策で重要なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第七条 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

(会長)

第八条 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

(委員)

第九条 委員は、次に掲げる者とする。

- 一 関係国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 二 宇宙開発に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者 六人

2 前項第二号の委員のうち四人は、非常勤とすることができる。

第十条 内閣総理大臣は、前条第一項第二号の委員を任命しようとするときは、両議院の同意を得なければならない。

2 前条第一項第二号の委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号の委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項第二号の委員となることができない。

- 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者

5 前条第一項第二号の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

7 前条第一項第二号の委員は、第四項各号のいずれかに該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

8 内閣総理大臣は、前条第一項第二号の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号の委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務等)

第十一条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

2 第九条第一項第二号の委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

3 第九条第一項第二号の委員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

4 第九条第一項第二号の委員の給与は、別に法律で定める。

(参与及び専門委員)

第十二条 会議に、重要な会務につき意見を述べさせるため、参与を置くことができる。

2 会議に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 参与及び専門委員は、非常勤とする。

(会議の庶務)

第十三条 会議の庶務は、科学技術庁において処理する。

(政令への委任)

第十四条 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 宇宙開発基本計画

(宇宙開発基本計画の作成)

第十五条 会議は、宇宙開発基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 宇宙開発に関する基本構想

二 次に掲げる事項ごとの目標及びその目標を達成するために必要な施策に関する基本的な事項

イ 宇宙空間の利用の推進を図ること。

ロ 人工衛星による資源及びエネルギーの探査の推進を図ること。

ハ 宇宙開発に伴う弊害の防止及び宇宙環境の保全を図ること。

ニ 宇宙開発に関する基礎的調査研究の推進を図ること。

ホ 宇宙開発に関する科学技術の研究の推進を図ること。

三 宇宙開発に関する国際協力の推進を図るための基本的な事項

四 その他宇宙開発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 会議は、第一項の規定により基本計画を作成したときは、速やかに、これを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(基本計画の修正)

第十六条 会議は、宇宙開発の進展状況、宇宙開発に関して行われた施策の効果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなけれ

ばならない。

2 前条第三項の規定は、基本計画の修正について準用する。

第四章 宇宙開発に関する基本的施策

(宇宙空間の利用の推進)

第十七条 国は、宇宙空間の利用の推進を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 増大かつ多様化する通信及び放送需要に対処するための人工衛星に関する技術の開発を推進すること。
- 二 海域及び陸域観測、電磁圏及び固体地球観測並びに気象観測のための人工衛星に関する技術の開発を推進すること。
- 三 宇宙空間の環境条件を利用する宇宙実験及び宇宙工場に関する技術の開発を推進すること。
- 四 宇宙基地計画の推進に関すること。
- 五 太陽エネルギーによる宇宙発電に関し必要な調査研究を推進すること。
- 六 宇宙空間の利用の推進に関する体制を整備すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、宇宙空間の利用の推進を図るために必要な事項
(人工衛星による資源及びエネルギーの探査の推進)

第十八条 国は、人工衛星による資源及びエネルギーの探査の推進を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 人工衛星による資源及びエネルギーの探査に関する技術の開発を推進すること。
- 二 人工衛星による電源及びエネルギーの探査の推進に関する体制を整備すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、人工衛星による資源及びエネルギーの探査の推進を図るために必要な事項
(宇宙開発に伴う弊害の防止及び宇宙環境の保全)

第十九条 国は、宇宙開発に伴う弊害の防止及び宇宙環境の保全を図るため、次に掲げる事項につき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 人工衛星により地球上に引き起こされる損害、地球外物質の搬入から引き起こされる地球環境の悪化等宇宙開発に伴う弊害の防止に関し必要な調査研究を推進すること。
- 二 宇宙の汚染状況の調査等宇宙環境の保全に関し必要な調査研究を推進すること。
- 三 宇宙開発に伴う弊害の防止及び宇宙環境の保全に関する体制を整備すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発に伴う弊害の防止及び宇宙環境の保全を図るために必要な事項
(基礎的調査研究の推進)

第二十条 国は、宇宙開発に関する施策の推進を図るため、天文系科学観測、地球周辺科学観測等宇宙開発に関する基礎的調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(科学技術の研究の推進)

第二十一条 国は、宇宙開発に関する施策の推進を図るため、大重量衛星の打上げ技術、高精度の衛星制御技術、磁気圏測定技術等宇宙開発に関する科学技術の研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第二十二条 国は、宇宙開発に関する国際協力の推進を図るため、宇宙に関する共同調査研究、宇宙開発に関する科学技術の共同研究及び共同開発、情報の交換、技術協力等に必要な施策を講ずるものとする。

第五章 宇宙開発に関するその他の施策

(民間の事業活動の助成)

第二十三条 国は、民間における宇宙開発に資する事業活動を助成するために必要な施策を講ずるものとする。

(研究環境の整備)

第二十四条 国は、宇宙開発に関する研究環境の整備を図るため、宇宙開発に関する研究機関の施設の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(研究者の確保等)

第二十五条 国は、宇宙開発に関する研究者の確保及びその交流に資するため、大学における宇宙開発に関する学部の設置等必要な施策を講ずるものとする。

(情報流通の円滑化)

第二十六条 国は、宇宙開発に関する情報の流通の円滑化を図るため、その流通に関する体制の整備、情報処理方式の高度化等必要な施策を講ずるものとする。

(知識の普及及び啓発)

第二十七条 国は、国民一般の宇宙開発に関する理解を深めるため、宇宙開発に関する知識の普及及び啓発に必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(宇宙開発委員会設置法の廃止)

第二条 宇宙開発委員会設置法(昭和四十三年法律第四十号)は、廃止する。

(第九条第一項第二号の委員の任命の特例)

第三条 この法律の施行後最初に任命される第九条第一項第二号の委員の任命について、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、第十条第二項及び第三項の規定を準用する。

(第九条第一項第二号の委員の任期の特例)

第四条 この法律の施行後最初に任命される第九条第一項第二号の委員の任期は、第十条第五項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、三人については一年六月、他の三人については三年とする。

(総理府設置法の一部改正)

第五条 総理府設置法 (昭和二十四年法律第二百二十七号) の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第二章第二節中第十四条の次に次の一条を加える。

(宇宙開発会議)

第十四条の二 本府に、宇宙開発会議を置く。

2 宇宙開発会議の組織及び所掌事務については、宇宙開発基本法 (昭和六十二年法律第 号) の定めるところによる。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第六条 特別職の職員の給与に関する法律 (昭和二十四年法律第二百五十二号) の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の四の二を次のように改める。

十三の四の二 宇宙開発会議の常勤の委員

第一条第二十八号を次のように改める。

二十八 宇宙開発会議の非常勤の委員

別表第一中「宇宙開発委員会の常勤の委員」を「宇宙開発会議の常勤の委員」に改める。

(宇宙開発事業団法の一部改正)

第七条 宇宙開発事業団法 (昭和四十四年法律第五十号) の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「宇宙開発委員会」を「宇宙開発会議」に改め、同条第三項中「宇宙開発委員会」を「宇宙開発会議」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十四条中「宇宙開発委員会」を「宇宙開発会議」に、「基本計画」を「基本事業計画」に、「行なわれ」を「行われ」に改める。

第四十一条第一項第一号中「基本計画」を「基本事業計画」に改める。

(宇宙開発事業団法の改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の宇宙開発事業団法第二十四条の規定の適用については、同条の基本事業計画が定められるまでの間は、改正前の宇宙開発事業団法第二十四条の基本計画を基本事業計画とみなす。

理 由

無限の可能性を秘めた宇宙の利用の推進を図ることが、人類社会の豊かな生活と福祉の向上を図るうえにおいて極めて重要であることにかんがみ、宇宙開発に関する基本方針及び国が講ずべき施策の基本等を定めるとともに、その総合的かつ計画的な実施を推進するために必要な体制を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に必要な経費

この法律の施行に要する経費は、平年度約一億二千万円の見込みである。